

＜特別会計＞



国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳 入

区 分 科 目	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 国民健康保険料	1,748,213	30.1	1,730,583	29.7	17,630	1.0
2 一部負担金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 都支出金	3,248,629	55.9	3,283,673	56.3	△35,044	△ 1.1
6 繰入金	600,069	10.3	607,730	10.4	△7,661	△ 1.3
7 繰越金	212,990	3.7	204,809	3.5	8,181	4.0
8 諸収入	4,026	0.1	4,026	0.1	0	0.0
歳 入 合 計	5,813,930	100.0	5,830,824	100.0	△16,894	△ 0.3

(2) 歳 出

区 分 科 目	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	183,914	3.2	176,402	3.0	7,512	4.3
2 保険給付費	3,252,512	55.9	3,278,612	56.2	△26,100	△ 0.8
3 国民健康保険事業 費納付金	2,033,919	35.0	2,039,882	35.0	△5,963	△ 0.3
4 共同事業拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	65,776	1.1	64,629	1.1	1,147	1.8
6 諸支出金	247,808	4.3	241,298	4.1	6,510	2.7
7 予備費	30,000	0.5	30,000	0.5	0	0.0
歳 出 合 計	5,813,930	100.0	5,830,824	100.0	△16,894	△ 0.3

国民健康保険料

1,748,213千円 (1,730,583 千円)

▶保険年金課

国民健康保険制度改革に伴い、平成30年度から特別区の保険料は、都が提示する標準的な保険料率を参考に統一の保険料を算定していますが、本区は都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料を算定しています。

令和4年度は、被保険者の減少により一人あたりの納付金額が増えたため保険料率を引き上げますが、本区は法定外繰入金を投入することで、保険料の増加を抑制します。

■令和4年度保険料

区分		令和4年度	令和3年度	増減
医療分	均等割額	37,800円	37,300円	500円増
	所得割率	7.30%	7.25%	0.05P増
	限度額	65万円	63万円	2万円増
後期 高齢者 支援金分	均等割額	11,500円	11,000円	500円増
	所得割率	1.98%	2.04%	0.06P減
	限度額	20万円	19万円	1万円増
計	均等割額	49,300円	48,300円	1,000円増
	所得割率	9.28%	9.29%	0.01P減
	限度額	85万円	82万円	3万円増

介護 納付金分	均等割額	16,100円	14,200円	1,900円増
	所得割率	1.22%	1.21%	0.01P増
	限度額	17万円	17万円	—

一人あたり 保険料額	介護分なし	160,961円	155,134円	5,827円増
	介護分あり	197,007円	188,426円	8,581円増

※保険料は、医療分と後期高齢者支援金分の合算です。また、40歳から64歳までの被保険者には、介護保険の保険料である介護納付金分が加わります。

<特別会計>



介護保険特別会計

介護保険特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳 入

区 分 科 目	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 介護保険料	1,042,462	22.0	1,035,507	21.6	6,955	0.7
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	862,881	18.2	827,067	17.3	35,814	4.3
4 支払基金交付金	1,150,406	24.2	1,114,122	23.2	36,284	3.3
5 都支出金	650,358	13.7	626,655	13.1	23,703	3.8
6 財産収入	210	0.0	130	0.0	80	61.5
7 繰入金	967,632	20.4	917,362	19.1	50,270	5.5
8 繰越金	73,001	1.5	272,500	5.7	△199,499	△73.2
9 諸収入	7	0.0	7	0.0	0	0.0
歳 入 合 計	4,746,958	100.0	4,793,351	100.0	△46,393	△1.0

(2) 歳 出

区 分 科 目	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	280,844	5.9	270,618	5.6	10,226	3.8
2 保険給付費	4,160,031	87.6	4,027,058	84.0	132,973	3.3
3 地域支援事業費	182,870	3.9	173,043	3.6	9,827	5.7
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 基金積立金	211	0.0	200,130	4.2	△199,919	△99.9
6 諸支出金	73,001	1.5	72,501	1.5	500	0.7
7 予備費	50,000	1.1	50,000	1.0	0	0.0
歳 出 合 計	4,746,958	100.0	4,793,351	100.0	△46,393	△1.0

生活支援体制整備事業

18,042千円 (9,885 千円)

拡充

▶在宅支援課

2025年に団塊の世代が75歳となり、今後ますます高齢者の生活支援の必要性が高まっています。介護保険料や税金を財源としたサービスだけではなく、多様な主体によるサービス提供体制の構築が必要不可欠となります。そのため、区は平成29年度から、生活支援コーディネーターの配置や協議体の開催・運営を通し、地域に不足するニーズの把握や関係者間のネットワーク構築に努め、令和2年度からは生活支援体制整備事業を再構築・発展させることを目的に、当事業の現状や課題の分析を行いました。

令和4年度は、調査・検討によって発見した課題解決策として、新たな生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の個別の相談や支援で把握した多様なニーズを地域ニーズとして捉えるとともに、区の特性でもある企業・大学等の昼間区民に対する積極的な働きかけを行うことで、区独自の生活支援体制の基盤を整備・強化していきます。

<特別会計>



後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳 入

区 分 科 目	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 後期高齢者医療保険料	1,338,092	67.6	1,272,091	67.1	66,001	5.2
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 繰入金	576,993	29.2	544,792	28.7	32,201	5.9
5 繰越金	42,969	2.2	63,115	3.3	△20,146	△31.9
6 諸収入	20,468	1.0	16,994	0.9	3,474	20.4
歳 入 合 計	1,978,524	100.0	1,896,994	100.0	81,530	4.3

(2) 歳 出

区 分 科 目	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	48,728	2.5	44,456	2.3	4,272	9.6
2 広域連合納付金	1,797,404	90.8	1,700,000	89.6	97,404	5.7
3 保健事業等費	35,222	1.8	35,222	1.9	0	0.0
4 諸支出金	47,170	2.4	67,316	3.6	△20,146	△29.9
5 予備費	50,000	2.5	50,000	2.6	0	0.0
歳 出 合 計	1,978,524	100.0	1,896,994	100.0	81,530	4.3

後期高齢者医療制度

1,978,524千円 (1,896,994 千円)

▶保険年金課

後期高齢者医療制度は、社会の高齢化に伴い、医療制度の将来にわたる維持や高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な仕組みを設け、国民保健の向上と高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

対 象 者：75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があると認定された方

※生活保護受給者を除く

保 険 料：所得に応じて、個人ごとに設定（最大年間 66 万円まで）

徴収方法：年金からの引落とし、又は、納付書や口座振替による納付

自己負担：医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は原則 1 割（現役並み所得者は 3 割）

※令和 4 年 10 月 1 日から、一定の収入がある方（現役並み所得者を除く）は医療費の窓口負担割合が 1 割から 2 割に変更

運 営：東京都後期高齢者医療広域連合（財政運営や資格管理、保険料の賦課等）

区市町村（保険料の徴収や窓口業務）

保険料率

保険料率は、2 年ごとに改定されます。

○令和 4・5 年度は新しい保険料率に変わります。

区分	令和 4・5 年度	令和 2・3 年度	増減
均等割額	46,400 円	44,100 円	2,300 円増
所得割率	9.49%	8.72%	0.77 ポイント増
限度額	66 万円	64 万円	2 万円増

保険料は、前年の所得に応じて、被保険者一人ひとりに対して算出されます。

令和 4 年度の保険料は、次のとおりとなります。

均等割額 46,400 円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※ × 所得割率 9.49%	=	保険料額（年額） 限度額 66 万円
------------------	---	---	---	-----------------------

※所得割の賦課のもととなる所得金額は、令和 3 年確定申告書等の所得金額合計から基礎控除額を差し引いた額です。

